

令和8年度第1回さぬき市権利擁護推進ネットワーク会議 会議結果

- 1 会議日時 令和8年7月23日（木） 14:00～15:00
- 2 会議場所 さぬき市寒川庁舎多目的ホール
- 3 出席者 [委 員] 高橋順子・吉田ひとみ・森浩之輔・中西健・伏見知博・大屋舗達哉・川根朋士・船井孝行・佐藤恭一・平野通・富田克美
[事務局] 浅川正樹（障害福祉課長）・鎌田碧美・高西恵（長寿介護課長）・藤田宏江（地域包括支援センター所長）・白井博子・和田英幹・矢木ゆかり
[傍聴人] なし
- 4 議 題 (1) 令和7年度さぬき市権利擁護推進における相談・活動報告について
(2) 令和8年度さぬき市権利擁護推進における相談・活動状況について
(3) 受任調整会議について
(4) 事例紹介
- 5 資 料 別紙のとおり

6 会議要旨

発言者	意見概要等
(事 務 局)	ただいまから、「令和8年度 第1回さぬき市権利擁護推進ネットワーク会議」を開会します。 この会議は、高齢者が住み慣れた地域で尊厳を保持し、安心した生活が送れるよう、関係機関との連携強化を図り、高齢者虐待の早期発見・早期対応に努めるため、情報収集及び意見交換を行ったり、成年後見制度の利用促進について地域における中核的な機関を整備するとともに、地域包括支援センターや関係機関、民間団体との連携協力体制を整備することを目的として、年2回、開催しています。 また、会議は、原則、公開としていますので、ご理解のほどお願いします。 開会にあたり、さぬき市権利擁護推進ネットワーク会議設置要綱第4条において、会長は健康福祉部長をもって充てられていますので、さぬき市権利擁護推進ネットワーク会議の会長である富田会長より開会のあいさつを申し上げます。
(会 長)	【会長挨拶】
(事 務 局)	議事の進行については、設置要綱第5条により会長はその議長となとされていますので、以降の議事については、会長に進行をお願いします。
(議 長)	それでは、次第に基づいて、議事を進めます。 まず、議題（1）「令和7年度さぬき市権利擁護推進における相談・活

	動報告について」事務局からの説明を求めます。 (事務局説明)
(議 長)	事務局の説明が終わりました。 ご意見、ご質問がありましたら、お願いします。
(議 長)	高齢者虐待の相談者について、令和 6 年度は警察からの相談が多かったようですが、令和 7 年度は 0 件になっているのはさぬき市警察署の方、特異的な理由があれば教えていただけますか。
(委 員)	令和 7 年度は該当がありませんでしたが、相談があれば早期解決するために地域包括支援センターに連絡をして、相談しながら対応をしています。
(議 長)	被虐待者について、令和 7 年度は要介護状態でサービスを利用していたり施設入所の方が多いようですが、何かご意見ありますか。
(委 員)	身体的・心理的虐待はケアマネとしても発見しやすいですが、経済的虐待はどのように発見し対応しているのかを教えてください。
(事 務 局)	令和 7 年度の傾向になりますが、身体的と経済的虐待が一緒に起こるケースが数件ありました。年金を息子や同居家族が管理し、必要な介護サービスを受けさせなかったり病院へも連れて行かない状態で、ケアマネや同居していない家族からの相談でした。対応としては、地域包括支援センターが訪問等を行い、必要なサービスを受けられるよう促したり、状態悪化がみられるようであれば病院受診を促すことが多かったように思います。大きな病気がみつかり亡くなられた方もいて、早めに言っていただき受診に繋げることができたのはよかったのですが、残念な結果になったケースもありました。
(委 員)	令和 6 年度について、虐待対応件数より虐待者の人数が 1 名多くなっていますが、どういうことでしょうか。
(事 務 局)	1 人に対して 2 人の虐待者がいるためその人数になりました。国の調査項目が変わったため、ネットワーク会議資料においても集計の方法が変わっています。
(委 員)	令和 6 年度と令和 7 年度とは違っており、比較はできないということですか。
(事 務 局)	はい、そうです。

(委 員)	消費者被害にはどのようなものがありますか。
(事 務 局)	ラインを通じての被害だったと思います。高価な石を購入し競売にかけたら資産が増えると持ち掛けられ、金融機関から借金したり生活費を使い込む事案がありました。妻が気づき地域包括支援センターに相談。その方は認知症の診断を受け、認知症の方は金融機関からお金を借りることができない制度を活用し、消費者被害から免れました。現在は借金を返している状態です。
(委 員)	このような案件はなくならない。弁護士にも時々相談があり、若い人にも増えています。お金の回収もできないので、抑止・啓発が大切になってくると思います。
(委 員)	さぬき市の成年後見制度利用者数は何人ですか。
(事 務 局)	高松家庭裁判所のデータですが、令和 7 年 8 月 1 日現在で、さぬき市は 9 5 名です。
(委 員)	市民後見人の登録は何名ですか。
(事 務 局)	市民後見人で活動している人はさぬき市は 2 名です。
(委 員)	その他は弁護士とか家庭裁判所から任命された方ですか。
(事 務 局)	親族が後見人になるケースもあります。
(委 員)	後見人の約半数は親族で、親族間紛争などのケースだと専門職や社会福祉協議会のような法人後見があります。交通事故や借金などのケースだと弁護士や司法書士が多いです。身寄りがないケースだと、社会福祉士や社会福祉協議会が持つケースが多いです。市民後見人は最初は社会福祉協議会と一緒に動き、市民後見人がイメージを掴み、慣れたらお任せすることが多いと思います。
(委 員)	認知症サポーター養成講座の対象は小学 5 年生ですが、小学校からの依頼があったのですか。
(事 務 局)	最初の関りはわかりませんが、毎年小学校に地域包括支援センターから声をかけています。
(委 員)	一般の方への養成講座も以前は社会福祉協議会から依頼をしていました。
(事 務 局)	過去には人が入れ変わることもあるため同じ所に 2 回行くこともあり

	ました。小学校以外でなかなか声掛けができておらず、積極的に活動できていないのが現状です。今年度は百十四銀行から依頼があり2回に分けて開催しました。
(委 員)	金融機関や企業はよいですね。
(委 員)	虐待の相談はごく一部の方だと思います。ここから広めていくために今後どのようにしたらいいでしょうか。
(事 務 局)	やはり広報活動になってくるとと思います。近隣の方からの相談も数件あって、怒鳴り声が聞こえてくるとか、夏に厚着をしているなどの相談があります。虐待とはこのようなもので気づいたら地域包括支援センターに相談をくれるよう、さぬき市住民に向け、より一層周知が必要と思います。今後住民や地域の方に地域包括支援センターを知っていただくことが課題だと思います。
(委 員)	私は民生委員ですが、地域包括支援センターに言えば訪問に行ってくれるんですか。
(事 務 局)	虐待とはっきりわかっていない段階でも訪問に行きます。その時は包括の職員だけでなく、関係性のあるケアマネジャーや、民生委員の方に一緒に行ってもらなどしています。
(議 長)	他にご意見はありませんか。 ご意見がないようなので、続きまして、議題(2)「令和8年度さぬき市権利擁護推進における相談・活動状況について」事務局からの説明を求めます。 (事務局説明)
(議 長)	事務局の説明が終わりました。ご意見やご質問がありましたら、お願いします。
(委 員)	権利擁護業務実施状況についての表中の高齢者虐待に対する相談の人数の見方について教えていただけますか。
(事 務 局)	3か月の合計件数が19件・人数は6人でかつこ内が実人数になります。一人に対し何回も対応しているため件数が増えています。複雑なケースも多く、1回の面接では調整できなかったり、定期的に訪問を行ったり、関係機関と連絡するなど、それらを含めて19件になります。
(委 員)	虐待相談の広報の方法について、権利擁護としてどの年代の方にも大事です。窓口が分かれているのは仕方がないですが、高齢者以外の相談窓口

	も一緒に掲載できたらよいですね。
(事 務 局)	高齢者・障害者・児童の３つの虐待についてそれぞれが会議をするのではなく、一つにとは考えていますが、委員もそれぞれ異なるので進んでいない状態です。広報活動については、１回見ればどの虐待も窓口がわかるよう今後していきたいと思います。
(議 長)	自治体として進めていける所から始めていこうと思っています。
(委 員)	令和４年度から社会福祉協議会が委託を受けている重層的支援体制整備事業があります。単発的なものはそれぞれの会で対応し、認知症や虐待など複合的ケースは各分野の担当者が集まり重層的に関わっています。
(委 員)	警察として高齢者虐待への介入はどうでしょうか。
(委 員)	虐待は人身安全関連事案であり、分類分けをして通報があれば現場に行き対応しています。心理的虐待は目に見えるものでないので、警察だけでは対応が難しいです。１番いいのは高齢者と虐待者を分離することです。地域包括支援センターや社会福祉協議会、関係する施設の方と協議し、事件性も踏まえて対応しています。
(議 長)	他にご意見はありませんか。 ご意見がないようなので、続きまして、議題（３）「受任調整会議について」、事務局からの説明を求めます。 (事務局説明)
(議 長)	事務局の説明が終わりましたが、説明があったとおり、受任調整会議は、委員のうちから会長が指名した委員によって組織するとあります。ここで、専門職である森委員、中西委員、高橋委員に受任調整会議の委員をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。 他にご意見はありませんか。 続きまして、課題（４）「事例紹介」について、事務局からの説明を求めます。 〔議題（４）に関する会議資料及び会議録については非公開〕
(議 長)	それでは、以上で、本日の議事を終了します。ありがとうございました。進行は、事務局にお返しします。
(事 務 局)	それでは、４の「その他」です。

	次回開催は、令和9年1月頃を予定しています。 最後に、さぬき市地域包括支援センターでは、困難事例の相談も多く発生しています。その中でも、高齢者の虐待防止、認知症の方の支援などに努めていますが、情報提供や情報把握等が困難な場合もありますので、皆様方それぞれのお立場でご助言、ご指導、ご協力をお願いします。 以上で、本日の会議は終了します。
--	---